

## 【商 法】

〔問題〕 次の文章を読んで、後記の〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

1. 平成28年4月1日、甲株式会社（以下「甲社」という。）は、A及びBのみが発起人となり、発起設立の方法で設立された。甲社の設立時取締役は、A及びBのみであった。
2. 甲社の定款には、発起人Aが自己所有の土地（以下「本件土地」という。）を現物出資することが記載されていたが、定款記載の価額の相当性につき弁護士Cの証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を受けていたため、検査役選任の申立てはされなかった。

甲社の成立後において、本件土地について、土壤汚染の存在によって、会社成立時の価額が定款に記載された価額に著しく不足すること（以下、この不足分の価額を「本件不足額」という。）が判明した。本件土地の現物出資当時、本件土地に土壤汚染が存在することについて、A、B及びCは認識していなかった。

### 〔設問1〕（会社法I）

A、B及びCは、会社法上、甲社に対して、本件不足額を支払う義務を負うかについて、論じなさい。

3. 甲社は、令和元年6月25日開催の定時株主総会において、定款を変更して、取締役会設置会社となった。当該定時株主総会では、A、B、D及びEが取締役に選任され就任した。また、同日開催の取締役会では、Aが代表取締役に選定され就任した。甲社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までである。甲社の定款には、取締役の員数を定める規定はない。
4. 令和元年9月頃より、Bは、甲社の経営をめぐりAと対立するようになったため、同年10月1日、Aに対し取締役の辞任の申出をした。その後、Bは、甲社の取締役としての業務を一切行っていなかったが、未だ取締役の辞任登記がなされていないことを知り、速やかに辞任登記をするようにAに要求したが、AはBの辞任登記をしないまま放置した。
5. 令和元年11月以降、甲社において、Aは、取締役会の決議を経ることなく、銀行から多額の資金を借り入れて新規事業を開始した。ところが、この新規事

業が失敗し、巨額の損失が生じたため、令和2年3月、甲社は事実上倒産した。A以外の取締役はいずれも、Aが独断で多額の資金を借り入れてリスクの大きい新規事業を開始したことを認識していたが、Aの行為を止めさせようとすることはなかった。

Xは、甲社に対し、同月に弁済期の到来する売掛代金債権（以下「本件債権」という。）を有していたが、甲社の倒産により本件債権を回収できなくなり損害を被った。

### 〔設問2〕（会社法Ⅱ）

Xは、本件債権を回収するために、A及び資力のあるBに対し、甲社の取締役としての会社法上の責任を追及しようと考えている。Xの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、〔設問1〕、〔設問2〕と見出しをつけて記入しなさい。